

平成26年10月27日（月）

於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会  
第2回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

## 目 次

開	会	.....	1
配布資料について	.....		1
ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂について	.....		2
ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針について	.....		14
今後のスケジュール等について	.....		18
閉	会	.....	19

## 開 会

○木本意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。まだ、お見えになっていらっしゃらない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第2回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

なお、林千晶委員から少し遅れるとの連絡が入っております。

それでは、以降の議事進行を茶園座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○茶園座長 茶園です。よろしくお願いたします。

### 配布資料について

○茶園座長 それでは事務局からまず、配布資料の確認をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は座席表、議事次第、配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1「対応方針を踏まえた検討の論点ごとの意匠審査基準改訂案」、資料2「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針（案）」、参考資料1「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針」、参考資料2「改訂意匠審査基準案（抜粋）」、参考資料3「改正意匠法等（抜粋）」再配布でございます。参考資料4「ジュネーブ改正協定及び関連規則類対訳（抜粋）」再配布でございます。参考資料5「ジュネーブ改正協定手続フロー図」再配布でございます。参考資料6「ロカルノ協定等対訳（抜粋）」、参考資料7「国際意匠分類対訳」、参考資料8「日本意匠分類と国際意匠分類の対照表」。

以上の10点となっております。

なお、現行意匠審査基準の冊子につきましても、参考として委員の皆様のお手元に準備させていただいております。御不足等ございませんでしょうか。

それから、もう1点お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元

のマイクの緑色のスイッチを入れていただき、マイクを近づけて御発言いただきますようお願いいたします。

○茶園座長 ありがとうございます。

#### ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂について

○茶園座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第2. 「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠審査基準の改訂について」でございます。今回は、前回検討していただきました論点と対応方針に沿った形で、事務局から改訂意匠審査基準案の全体が提示されております。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1を用いて説明させていただきます。資料1は、第1回で検討いただきました参考資料1「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針」に従いまして、今回新たに提示いたします参考資料2「改訂意匠審査基準案（抜粋）」を振り分けた資料となっております。論点と実際の改訂意匠審査基準案との対応関係がわかりやすいものとなっております。したがって、資料1を中心に説明させていただきます。

それでは、順番にポイントを説明いたします。論点1は、ジュネーブ改正協定対応項目を、現行の意匠審査基準の中にどのように構成するかという論点でしたが、第1回ワーキングにおいて検討いただいたように、「国際意匠登録出願」そのものの審査については独立して第11部に記載し、他方、国内の意匠登録出願を審査する際に国際意匠登録出願が関係する点については、国内の意匠登録出願について記載をしている第2部から第10部、そして第11部を追加することによって項ずれとなります、第12部の対応箇所に記載することといたしました。

論点2については、国際意匠登録出願審査全般についてですが、前回御検討いただきました内容に、今回は技術的な修正を加えております。前回の案におきまして、111.1「意匠法第60条の6の規定」と、111.2「国際意匠登録出願の審査」となっていた構成、及び、111.2の具体的な表現につきまして、意匠審査を行うことの根拠が、ジュネーブ改正協定による国際出願の国際意匠登録出願へのみなし規定に存するような解釈を生じるおそれが考えられましたので、111.2に関しまして、審査の手法や判断基準の記載を主なものとする審査

基準の本来的役割を考慮し、国際意匠登録出願に係る意匠審査を行うことの背景を説明するものであることを明らかにするために、本文ではなく注意書きとし、その文章もジュネーブ改正協定に規定された、指定国における裁量の範囲で日本意匠法に基づき意匠審査を行うことを端的に説明するものとしたしました。特にその内容について変更するものではないと考えています。

続きまして2ページの論点3、論点4は、国際意匠登録出願に係る意匠の認定についてでございます。前回御検討いただいた内容のとおりとなっております。国際登録簿に記録された内容を、国内の意匠登録出願における願書及び図面の記載事項と対応させて把握をし、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載事項とした上で、意匠を認定することを説明しているものとなっております。

4ページの論点5からは、今回のワーキングで初めて提示をさせていただき改訂意匠審査基準案でございます。意匠の認定は今、説明をさせていただきましたように、改訂意匠審査基準案112に従って行いますが、国際出願の様式と国内の意匠登録出願の様式とは完全に一致するものではなく、意匠を十分に把握できない場合が生じることもございます。論点5はその判断手法に関するものですが、意匠法第3条柱書に基づいて、意匠が具体的であるかどうかを判断することと整理いたしました。

具体的な記載ぶりは5ページの中段から下あたりの113.1.2にありますように、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から、具体的な一の内容が直接的に導き出されなくてはならないとしており、国内の意匠登録出願と同様、意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途と機能、及び、意匠に係る物品の形態が直接導き出されることが必要になっています。

この基準に従って、国際意匠登録出願に係る意匠が具体的でないものと認められた場合は、意匠法第3条柱書に該当するものとして拒絶の根拠となります。この判断手法や基準については、国内の意匠登録出願と何ら変わるところがない同様のものとしております。

6ページの論点6は、国際意匠登録出願の出願日と同日に公知になった意匠等の扱いについてでございます。国内の意匠登録出願においては、意匠登録出願の時分を考慮することも可能ですが、国際意匠登録出願においては、ジュネーブ改正協定及び意匠法60条の6第1項の規定に基づき、国際登録の日という日単位になっており、出願日に関しての時分の把握ができません。したがって、国際意匠登録出願の出願日と、公知となった時期として採用される日が同日の場合は、公知となった時期を国際意匠登録出願の前であるとはし

ないものとし、拒絶の根拠とはいたしません。

公知の意匠の概念については、意匠法第3条第1項第1号において公然知られた意匠、第3条第1項第2号において頒布された刊行物に記載された意匠、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠、つまりインターネット等に掲示された意匠、そして第2項の公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が含まれておりますので、それぞれの判断基準日の項目、113.2.1.1、113.2.2.1、そして113.3.1に同趣旨を記載するものとなっております。

8ページの論点7は、意匠法第3条の2に規定される先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外についてです。この規定は出願の前後、すなわち先後願の判断にかかわるものですが、みなし公知の範囲において判断するものですので、先願意匠の意匠公報の発行時期が重要なものとなります。既に後願意匠の出願時に、先願意匠の公報が発行されていれば、それは公知の意匠となりますので、この第3条の2は適用せず、第3条第1項を適用いたします。したがって、国際意匠登録出願の出願日と先願意匠の意匠公報の発行日が同日の場合の扱いが重要になり、このような場合には、この第3条の2の規定に該当するものとして扱い、拒絶の根拠となる旨が説明されています。この判断手法や基準については、国内の意匠登録出願と何ら変わるところがない同様のものとしております。

8ページの中段の論点8は、今までの実体判断と少し趣が違う手続に関するものでございまして、新規性を喪失した意匠を例外適用するための手続についてです。国際意匠登録出願については、適用を受けたい旨の主張は国際出願時と国内段階に入る起点である国際公表があった日からの一定期間、これは今後省令で定める予定でございしますが、この2つの時期に受理されますので、その旨を114.1.1の(1)に記載しています。

他方、証明書については国内段階に入るときのみ提出を認められていますので、その旨と具体的な方法を、同114.1.1の(2)、(3)に記載するものとなっております。

9ページの中段の論点9、論点10は、意匠法第7条に規定しています一意匠一出願の扱いについてです。基本的な考え方は国内の意匠登録出願と変わるところはありません。すなわち、国際登録時に一意匠とされた意匠に係る国際意匠登録出願に関して、意匠法第7条に照らすと複数の意匠が含まれていると判断される場合、または、意匠法施行規則別表第一に定める物品の区分によって出願されていないと判断される場合は、意匠法第7条に基づく拒絶の根拠となる旨を記載しています。

記載方法については、判断に関する基本的な考え方を現行の意匠審査基準と同様に列記

し、特に国際出願で起きそうな事案について、具体的な事例として記載しています。すなわち、116. 1. 2. 1においては、国際意匠登録出願に係る願書の記載の言語は英語であるため、外国文字を用いたものも認められることなど、また、116. 1. 2. 2においては、種類全体をあらわすような英語特有の複数表記も一意匠と認められることなどを挙げております。

さらに、画像を含む意匠についても1111. 1. 1において、国内の意匠登録出願と同様、画像そのものの名称だけでは物品の区分によって出願されているものとは認められず、その創作のベースとなる物品を記載することが必要であることが明記されております。

次に11ページ中段から下部は、部分意匠の国際意匠登録についてです。現行の意匠審査基準においても部分意匠は個別の意匠登録出願として、関連意匠、組物の意匠、画像を含む意匠とともに、制度全体を一覧できるように、通常在意匠登録出願とは別個に、おのおの項目立てをされています。さらに、部分意匠の意匠登録出願は、特に大きな論点も含まれますので、改訂意匠審査基準案においても制度全体を示す構成となっています。したがって意匠の認定から入り、最後はパリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願まで、部分意匠に関する手続の全体を記載するものとなっています。

部分意匠の意匠登録出願につきましては、前回の論点整理で検討いたしましたように、国際出願の様式と国内の意匠登録出願の様式との差異が、通常在意匠登録出願よりもさらに大きくなるものとなっています。すなわち国際出願の様式には部分意匠の欄の記載がないことから、部分意匠であるか否か、出願の意図が明示されないという特色があり、さらに国内の意匠登録出願が意匠登録を受けようとする部分を明瞭化するのに対し、国際出願は保護を求めないものを記載するという、願書及び図面の具体的な記載方法にも差異があります。したがって、12ページ上段部分の118. 1におきまして、まずは国際意匠登録出願における部分意匠の扱いについて、基本的な考え方を指針として記載することにいたしました。この記載内容につきましては、前回検討いたしました論点11の対応方針に沿ったものとなっています。

この指針を前提として、次に意匠の認定に入ります。まず、願書と図面の記載については118. 1. 1に記載していますように、国際出願の様式がどのようなものであるかを説明し、そのような様式で記載された願書及び図面に対して、国内の部分意匠の意匠登録出願と同様に、13ページ上段の118. 1. 2の①から④に記載した観点で部分意匠を認定いたします。この観点は、現行の意匠審査基準と同様のものです。

このような認定作業の後、14ページ冒頭となります118. 1. 3. 1. 2に記載するように、意匠

法で規定する部分意匠に相当することが当然導き出され、①部分意匠の意匠に係る物品、②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、④「意匠登録を受けようとする部分」の形態について、その意匠の属する部分における通常の知識に基づいて、具体的な内容が直接的に導き出され、さらに部分意匠の意匠に係る物品全体に関しても、最低限の構成要素が具体的にあらわされている場合は意匠が具体的であると判断いたします。具体的でないとは判断された場合は、意匠法第3条柱書に基づく拒絶の根拠となります。

論点13で検討されました、「保護を求めないもの」が不明確な場合の扱いなどについては、14ページ中段から下段にかけてになりますが、(2)意匠が具体的なものと認められない場合の事例の②として、論点を吸収した形で記載しております。

部分意匠の認定、部分意匠が具体的であるか否かの判断が終わると、次は新規性などの登録要件の判断に入りますが、国内の部分意匠の意匠登録出願や、全体意匠の国際意匠登録出願の判断手法や基準と同様のものになっておりますので、項目と当該箇所への誘導によって構成されるものとなっております。それが、15ページの下段から16ページに続いております。

最後に論点14において検討された、手続補正時における部分意匠の要旨の変更については、17ページ冒頭の118.1.9において、具体的な事例とともに判断基準を記載するものとなっております。基本的な考え方は、国内の部分意匠の意匠登録出願と大きく変化するものではありません。

ただし、部分意匠での特殊な事例もありますので、17ページから19ページにかけて、要旨の変更であると認められるもの、及び、認められないものを願書と図面の記載に各々書き分けて、具体的な事例を記載しているものとなっております。

次に、20ページの組物の意匠となります。組物の意匠も個別の意匠登録出願としての扱いでございますが、組物の意匠に関しましては個別事案ごとに複雑な判断が必要となりますので、組物の意匠の国際意匠登録出願については119.1.1において、現行の意匠審査基準をそのまま踏襲した判断基準のみを記載するものとし、具体的な判断は個別出願に委ねるものとしたしました。ただし、国際意匠登録出願特有の事象については、具体的な事例を119.1.1.1に挙げ、一つの指針を示すものとなっております。日本の組物の意匠登録出願は意匠施行法規別表第二に規定されているように、「一組の〇〇セット」と意匠に係る物品に記載されていることにより出願人の意図を把握し、組物の意匠として審査を開始いたし

ますが、国際意匠登録出願については、「一組の〇〇セット」と正確な英語表現でなくても、例えば「a set of 〇〇」のように組物の意匠であると認定でき、それらがさらに別表第二に掲げる組物に相当する範囲内であれば、組物の意匠として審査に付す旨を119.1.1.1において明確化しております。

組物の意匠が終わったところで個別の国際意匠登録出願から、通常の間際意匠登録出願の観点に戻ります。したがって21ページの論点16、補正が要旨変更にあたるものか否かの判断については、通常の間際意匠登録出願に係る手続となります。具体的に申しますと、この項目は5ページに記載されておりました、意匠が具体的でないと判断されたものに関する手続補正書等が対象になります。この要旨の変更の判断については、国内の間際登録出願と変わるものではありませんので、現行の間際審査基準とほぼ同様の記載となっております。

通常の間際意匠登録出願最後の項目は、22ページのパリ条約による優先権等の主張の手続となっております。こちら先ほどの新規性喪失の例外規定の適用と同じように、手続を中心とした項目から始まります。国際意匠登録出願について、パリ条約による優先権の主張は、ジュネーブ改正協定第6条（1）の規定によって、国際事務局にその提出先が一元化されており、国内段階で主張することは認められておりません。その旨を、意匠法第60条の10の趣旨として、1114.1において明確化しています。

他方、優先権証明書の提出については国内段階のみで提出するように、国内の間際登録出願と同様に、意匠法第15条第1項において、出願の日から三月と読みかえながら準用している、特許法第43条第2項の規定が適用されることを記載しております。

パリ条約の優先権の主張に関するもう一つの大きな論点が、論点18、国際意匠登録出願の場合における、我が国の国内出願を基礎とした優先権の主張の効果についてであります。その論点については23ページの114.1.2において、国内間際登録出願を基礎とした優先権の主張を伴う国際意匠登録出願については、当該優先権の主張の効果、すなわちパリ条約4条Bに規定された効果は認められないものとして説明しております。

ここまでの、国際意匠登録出願そのものの審査に関する、新設された第11部を中心とした説明になります。

24ページのⅢ. 国内出願の審査に関する審査基準という大項目でございますが、ここからは国内の間際登録出願を審査する際に、国際意匠登録出願が先願であった場合などについて記載した項目となっております、改訂意匠審査基準案においては、国内の間際登録出願に

ついて規定をしております第2部から第10部において、必要に応じて該当箇所に追記される形のものとなっております。

論点19についてでございますが、国際意匠公報により国際公表された意匠は、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠として扱うことは、これまでの審査においても自明でありますから、特に改訂意匠審査基準案には明記しないことについて説明をしております。

論点20、論点21は同じ観点でございますが、国際意匠登録出願が国内の意匠登録出願に対して先願であった場合の判断の基準日についてですが、意匠法第60条の6第1項の規定により、意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日とすることを、確認的に記載しています。

先後願の判断を行います第3条の2、9条、10条の該当箇所、すなわち24ページから25ページにかけての24.1.7.4、61.1.14、73.1.1.3.3で、その旨について明記するものとなっております。ただし、パリ条約による優先権の主張が適正になされている場合は、パリ優先日までその効果がさかのぼりますので、ただし書きにおいて除外するものとなっております。

なお、お手元にあります参考資料2の改訂意匠審査基準案（抜粋）の5ページの73.1.1.3.1に、平成18年意匠法改正時の修正漏れが発見されましたので、今般あわせてそこを修正するものといたします。

25ページの上段の論点22にうつります。先後願の判断をする際に、手続において先願が存在をしていたり、確定をしていたりすることが必要になります。それを審査の運用上、先願の地位と称しておりますが、その先願の地位がない場合は、先に出願されたとしても後願を排除することはできません。そのような先願の地位の有無についての判断項目が意匠法第9条第3項に規定されており、意匠審査基準におきましても、61.1.3に解説が加えられております。

国際意匠登録出願が先願である場合でも、同様の観点で先願の地位を確認いたしますが、国際登録が放棄されたり、限定されたり、非常にまれなケースではございますが、国際意匠登録出願について設定の登録がなされない状況で、国際登録が更新されずに国際登録が消滅してしまった場合は、意匠法第60条の14第1項の規定により、それぞれ取り下げられたものとみなされ、先願の地位がないものとして扱われますので、その旨を25ページの61.1.3の中ほどの（2）に、取り下げられた意匠出願について、注意書きとして加えるも

のになっております。

論点23は、先願の意匠公報の発行日が、先願と同人である後願のみが登録される期間を規定した、意匠法第3条の2、第10条、おのおののただし書きについての確認的説明となっております。すなわち、当該先願の意匠公報には、国際意匠登録出願に係る国際公表の国際意匠公報は含まれないことを、73.1.1.3と24.1.6.2に明示的に説明するものとなっております。

26ページの下段の論点24は、国際意匠登録出願がパリ条約による優先権の主張の基礎となれるか否かという論点でございます。同盟国における正規の最初の出願であることから、括弧書きの中に、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願が含まれることを明記して、基礎となれることを明確にしております。

現行の意匠審査基準の最後のパートとなるのが、現在第11部であります。国際意匠登録出願を第11部として新規に加えることによって第12部に繰り下がる、28ページのIV. 審査の進め方になります。論点25、26については、拒絶理由の通知は国際意匠登録出願の場合には、国際事務局にあてた拒絶の通報を介することを121.2に明記し、当該拒絶の通報には122.5.1において、①意匠法第17条に規定する拒絶の理由、さらに②協議指令や補正却下の決定のように、手続又は処分の確定を待つ必要があるもの、③先願の処分の確定を待つ必要があるものの3つが含まれることを説明しております。

29ページの(2)においては、国際公表後12カ月以内に拒絶の通報を行えばよく、(3)においては、その時点で提示し得る理由、かつ合理的な範囲で拒絶、根拠のすべてを記載すればよいというものになっていること。さらに(4)では、拒絶の通報は英語で行うことを説明するものとなっております。

30ページのフロー図には、特許庁における手続の流れとして、122.5.1、拒絶の通報を拒絶理由の通知の下に追加しております。

続きまして31ページは、後ほど説明をさせていただきますロカルノ協定に基づく国際意匠分類に関することであり、我が国において発効したことに伴いまして、審査官が行います補助的追加サーチの際に、国際意匠分類を使用するほうが、より効率的・効果的な場合は使用することが可能であることを確認的に説明したものとなっております。

最後に33ページはこの審査基準案の適用対象ですが、平成26年5月14日に公布されました、「特許法等の一部を改正する法律」附則第一条第三号で定めるジュネーブ改正協定に関連する規定の施行日以降に審査される出願に適用するものいたします。審査されると

は、従来審査基準に使用されている表現でございまして、24ページの論点21、22で説明をさせていただきます、パリ条約による優先権等の主張を伴う国際意匠登録出願を考慮いたしまして、その効果も含めて審査を行うことを明確化したものとなっております。

以上でございます。

○茶園座長 ありがとうございます。

それでは審議に移りたいと思いますけれども、非常に盛りだくさんですので、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの3つのパートに分けて審議を進めたいと思います。まずⅡのところですが、今回の改訂の中心的な部分であります国際意匠登録出願の取り扱いにつきまして、今回新設されます第11部（国際意匠登録出願）の項から検討を進めたいと思います。

この部分につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○林（美）委員 弁理士会の林です。

幾つかございまして、一つ目がまず論点9の一意匠一出願に関してですが、作成いただきました対応方針自体に関しては特に意見等はございません。どちらかといえばちょっとレアなケースに関する質問がございます。国際登録の段階では、例えば一意匠と認められてしまっただけで国際登録がされてしまった意匠がそのまま日本に入ってきた場合、つまり、国際段階では一つの図面の中に、例えば意匠A、Bというのが2つ入っていたとしても一意匠として認定されて一つの番号が振られて、それが日本に入ってきた場合です。

これは先日の事前ミーティングでもちょっと御相談させていただいたのですが、国際登録の段階では、「この物品ってそれぞれ何ですか」という突っ込んだ審査を余りしていないという理解でおりますので、今言ったような、例えば一見一物品として国際登録の審査が通ってしまったものが日本に入ってくることは想定されると思うんですね。例えば、意匠AとBを含むようなものが日本の審査において2物品と判断され、分割なりしてくださいという判断がされた場合に、Aに関してはそのまま維持します、Bは分割しますとなった場合、新たに分割をしたBのほうは国際意匠登録出願になるのか、それとも日本の通常の出願として扱われるのか御確認いただきたく存じます。

○木本意匠審査基準室長 Bに関しましては、日本の通常の出願になると認識しております。

○林（美）委員 わかりました。ということは、これは確認なんですけど、それで分割をして日本の通常出願として審査が進んで登録になった場合、管理方法としては、もともと国際登録から入ってきたAに関しては、国際登録に対する5年ごとの更新手続等を経て権利

を維持して、日本の通常出願になったBのほうは、粛々と日本の普通の出願と同じように年金を払って権利を維持するという、2つの異なった管理方法をしなければいけないことになると思いますよね。

○木本意匠審査基準室長 はい、そのように認識しております。

○林（美）委員 はい、わかりました。

それから論点10ですが、こちらの対応方針として、表記の言語が英語でなければならないことを除き、国内出願の審査基準に準じて行うということで、意匠に係る物品の記載に関しましても、基本的には英語で当然に処理されていくのかと思うんですけども、例えば英語の表記の内容がやや曖昧といいますか、出願人の意図と、権利を付与しようというところに意識のずれといいますか、齟齬が発生する可能性があることを懸念しております。これは弁理士会としての一つの提案ではあるのですが、例えば登録査定において、英語表記のされた物品名何々は、日本語における何々と理解して登録をすとか、齟齬が生じないような手当てがなされると、権利行使ですとか、権利範囲の解釈という意味で明確になっていいのかなと思います。こちらは今、御回答いただかなくてもいいのですが、意見として申し上げます。

○木本意匠審査基準室長 今、事務局側で検討している範囲でございますが、現行の意匠審査におきましても、例えば審査官が特徴記載を書くようなこともございませんので、今の段階では、「物品の認定をこのように行った」というような個別具体的な記載をする、あるいは結果を残すということは考えていないというのが現状でございます。

ただ、別表第一、別表第二につきましては、なるべく今年度中に、仮訳ではございますが英訳等を公表したいと思っておりますので、まずはその英訳をもとに判断をしていただくことになると思いますし、具体的でないものとか、第7条に反するもの場合にはこちらからの拒絶理由通知の対象になると思いますので、その際は国内の通常の見習い登録出願と同様に、補正などによって、齟齬のないような形で物品の認定を行っていきたいと考えております。

○林（美）委員 ありがとうございます。IIのところについては以上です。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。

○林（真）委員 日本知的財産協会意匠委員会の林でございます。

論点5及び第8章の部分意匠の国際意匠登録出願に関し、国際意匠登録出願の場合における、意匠が具体的なものであるかの判断についてということですが、当協会といたしま

しては御提案の案に異存は特にありませんが、日本の図面等の開示の基準が、外国と比べてやや厳しいという反応があることは聞き及んでおります。ただ国際公報を見ると、どのような権利か不明確なものも散見されますので、そのような出願がある可能性を考慮すれば、現段階では意匠が特定されていることを厳格に判断していただくことが望ましいとは考えます。

一方で国内出願人の間でも、日本の図面などの規定が厳しいという意見もございますので、今後、国際出願の図面などの例を参考にさせていただきつつ、国内出願の規定とあわせて、開示が十分と認められる程度ということについて御検討いただき、緩和の方向で見直しを図っていただくことを、この機会に要望させていただきたいと思っております。

以上です。

○木本意匠審査基準室長 その観点につきましては、第1回ワーキングでも御説明させていただいたとおりでございます。国際意匠登録出願に係る権利といいましても、日本意匠法の審査を通したものですので、きちんと具体的に意匠が認定でき、審査においても、それから権利の解釈においても疑義が生じないものになりたいと思っております。

他方、出願人様からの日本の図面などの規定が厳しいという御指摘も認識しているところでもあります。全体に関しましては、意匠法第6条であったり施行規則であったりと非常に大きな観点を含みますし、年間3万件の審査すべてに係るものでございますので、皆様方の御意見等を踏まえながらも一定程度、また期間をもって検討させていただき、対応ぶりを考えたいと存じます。

○茶園座長 ほかに御意見、あるいは御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは今、御検討いただきました第11部（国際意匠登録出願）の審査基準案につきましては、資料1で整理されたものを採用することといたします。ありがとうございました。

続きまして、Ⅲ．国際意匠登録出願の導入によって影響を受けるところの国内出願の取り扱いにつきまして、既存の審査基準における第2部（意匠登録の要件）、第6部（先願）、第7部（個別の意匠登録出願）、第10部（パリ条約における優先権等の主張の手続）及び第13部（その他）に関する審査基準案につきまして検討を行いたいと思っております。

この部分につきまして御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○林（美）委員 済みません、また要望と御質問がございます。まず論点22は、先ほどの御説明の中でもかなりレアな、こういったことは余り生じないのではないかという稀なケースを想定されているとおっしゃっていましたが、対応の方針には異存ございません。ただ、こちらに記載いただいている部分で、国際登録は更新という概念がございますので、ざっと最初に読んでいるとやや違和感があると申しますか、最初の更新というのは国際登録から5年後になされるものですが、通常であれば普通はこの段階で日本でも権利が発生しているであろうと思われる年数ですので、このところを、その事実を前提としておりますと、権利発生後に更新がされなかったことで、なぜ先願の地位を失うのかといったような、何となく違和感を持つ場合があるかと思っておりますので、末尾のほうで、例えば「我が国で登録されている場合には、登録後に更新がされなくとも先願の地位を有する、すなわち拒絶の根拠となる」といったような書きぶりを、追記していただいたりすることを御検討いただければと思います。

○木本意匠審査基準室長 林委員御質問の箇所は、検討資料の25ページ中段の61.1.3でございますが、注意書きの中、更新がされなかったことの後に括弧書きで、（当該国際意匠登録出願について設定の登録がされていない場合に限る。）とつけ加えさせていただいておりますので、これで十分趣旨は通じるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○林（美）委員 ありがとうございます。事前ミーティング時に提示されていた記載ぶりから修正いただいていたようですね。済みません、確認不足でした。

もう一つ、こちらは質問なのですが、これは意匠制度小委員会の際に弁理士会から要望として出ささせていただきました、29ページの最後の論点26の（4）「拒絶の通報は英語で行う」という点に関しての要望です。意匠の小委員会の際に、英語でオフィスアクションの内容を受け取っても、審査官の方々の意図も正確に把握できない可能性もあるので、できれば日本語訳をつけていただきたいという要望を出ささせていただきました。その際、既に対応を前向きに御検討いただいているという御回答はいただいておりますが、実際どうなっているのか御教示いただければと思います。

○木本意匠審査基準室長 お答えいたします。現段階で決まっている審査運用の範囲でございますが、参考訳という形で何らかの翻訳をつける予定になっていると伺っております。また何か変更等ございましたらお知らせ申し上げますが、今の段階ではそのような準備をさせていただいております。

○林（美）委員 ありがとうございます。以上です。

○茶園座長 ほかに何か御意見、あるいは御質問等ございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、今御検討いただきました国内出願関連の第2部（意匠登録の要件）、第6部（先願）、第7部（個別の意匠登録出願）、第10部（パリ条約における優先権等の主張の手続）及び第13部（その他）に関する意匠審査基準案につきましては、資料1で提示されたものを採用することといたします。ありがとうございました。

最後ですけれども、先ほどちょっと入りましたが、IV. 第12部（審査の進め方）に関する審査基準案につきまして検討を行いたいと思います。この部分につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、第12部（審査の進め方）に関する審査基準案につきましては、資料1で提示されたものを採用することといたします。ありがとうございました。

○中原委員 今後のスケジュールは一番最後にお話いただけると理解してよろしいですか。

○木本意匠審査基準室長 はい。

○中原委員 わかりました。ありがとうございます。

○茶園座長 それではハグ協定に関する議題は終わりました、次の議題に移りたいと思います。

#### ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針について

○茶園座長 議事次第3. 「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針について」で  
ございます。

まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○上島意匠審査機械化企画調整室長 意匠課意匠審査機械化企画調整室の上島でございます。お手元の資料2を用いて説明をさせていただきたいと思っております。

ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針（案）についてですが、まず初めに、ロカルノ協定に関する簡単な概要を説明させていただきたいと思っております。1. ロカルノ協定、  
（1）ロカルノ協定と国際意匠分類にありますように、ロカルノ協定は1971年4月27日に発効した意匠の国際意匠分類を定める条約であり、皆さんも御承知かと思っておりますが、本年

9月24日に我が国においてもロカルノ協定が発効しております。現在、加盟国はトータルで54カ国になってございます。

国際意匠分類の構成についてですが、お手元の参考資料7をご覧ください。早急だと思いますのでお願いします。こちらの2ページ、3ページにありますように、国際意匠分類は第1類から第32類までの32の類、そして6ページ以降にございますが、その類をさらに細分化した219の小類が展開されておりますが、こちらのように32の類と219の小類からなる国際意匠分類の類別及び小類別の表になってございます。

それからこの小類の記載の中に、必要に応じて注釈も入ってございます。

それともう一つ、今回添付していないのですけれども、類別及び小類別の表に含まれる7157の物品を掲載した、意匠を構成する物品のアルファベット順の一覧がございまして、これらをもって国際意匠分類は構成されていることとなります。

それでは本編の資料2に戻っていただきまして、(2)ロカルノ協定とハーグ協定のジュネーブ改正協定との関係でございまして、両協定の中には明文的に規定されてはございませんが、実務運用上、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願に2つ以上の意匠を含める場合、その製品すべてが国際意匠分類の同じ類に属することが求められており、また、国際出願に含める製品に関しましては、国際意匠分類の物品のアルファベット順の一覧表にあらわされている語を用いて特定することが望ましいとされてございまして、両協定の関係性は非常に強いものであるということでございます。

続きまして、本ワーキンググループにおいて御議論いただく論点ですが、次の2. になります。2. 国際意匠分類の運用方針についてですが、先ほど冒頭で述べましたように、我が国ではロカルノ協定が既に発効してございまして、意匠の登録のための公文書、具体的には意匠公報になるのですが、これに国際意匠分類を表示すべきとする規定がございまして、国内の案件については既に運用を行っております。その上で、今後の意匠公報に表示するための付与運用の改善をどうするか。あと、国際意匠分類の取り扱いについて、同盟国に一定の裁量権が認められている点についてどうするかという点につきまして、方針を定める必要があると考えております。

2ページにいただきましたが、まず、一定の裁量権が認められている点につきまして、(1)国際意匠分類の取扱いということで、①と②が裁量権が認められている点でございます。まず①ですが、国際意匠分類の法的範囲——性質と言ったほうが理解しやすいところがあるかと思うのですが、(ロカルノ協定第2条(1))に規定されてございまして、

国際意匠分類はロカルノ協定上、意匠についての事務的・管理的な性質のみを有し、意匠の保護の範囲に影響を与えるものではないとされている一方、各国では国際意匠分類により意匠の保護の範囲等を定めることを認められているということで、我が国の対応方針としましては、国際意匠分類は意匠の管理及び検索のための手段としてのみ使用し、意匠の類似範囲等を定める手段としては使用しないこととしてはどうかと考えております。

続きまして、②国際意匠分類の使用についてですけれども、(ロカルノ協定第2条(2))に定められておりまして、同盟国は国際意匠分類を主たる体系として使用するか、副次的体系として使用するか選択する権利を留保するとされておりまして、各国は国際意匠分類を主たる分類体系として使用する義務を負っておりません。我が国の対応方針としましては、我が国では既により精緻な構造を持った日本意匠分類を有しておりますし、国内において既に利用実績もあって、利用者にも広く普及している。利用者からもある一定の評価を得ておりますので、国際意匠分類の利便性が向上するまでの間は、日本意匠分類と国際意匠分類の併用をやってはどうかと考えております。

続きまして、③国際意匠分類の表示、(ロカルノ協定第2条(3))に規定されております。こちらは義務規定でありまして先ほど申しましたように、意匠登録のための公文書又は刊行物に、その物品の属する国際意匠分類を表示する義務がある。こちらの対応方針としましては、既にこの運用を開始しておりますので、今後もその運用を継続するという事で考えております。

続きまして、(2)国内出願に対する国際意匠分類の付与運用についてでございます。現行既に運用を開始しているところではあるのですが、その付与方法と申しますのは、日本意匠分類と国際意匠分類の対照表を用いまして、ほぼ自動付与を行っています。そのため、1つの登録意匠に対して多数の国際意匠分類が付与されるケースが発生しております。そうしますと国際意匠分類を利用して、意匠公報の事前調査等をされる利用者の方にとっては、ノイズが非常に多いことになってしまっていて、調査負担ともなるということがありますので、今後は各登録意匠について、より精選した国際意匠分類を付与する必要があるだろうと考えております。

我が国の対応方針といたしましては、現在日本の特許庁が行っている日本意匠分類の付与運用を基礎として、国際意匠分類の付与をしてはどうかと考えております。具体的には、日本意匠分類については定義を定めて、それに合わせて人が最終的に確認を行って、付与を行うという運用をしております。国際意匠分類に関しましても、そういった定義を設け

て運用をする。具体的にはW I P O事務局内における国際意匠分類の付与運用をまず考慮し、日本語で明文化した分類定義を整備しまして、その定義に基づいて運用していったらどうかと考えております。

最後に、我が国のロカルノ協定加盟の目的でもあります、国際意匠分類の改善に向けた取組みに関しましては、3. 国際意匠分類の修正又は追加に関する対応です。我が国ではロカルノ協定が発効しておりますので、同盟国の代表で構成される専門家委員会に出席して、国際意匠分類の改訂を提案したり、投票することが可能になっておりますので、対応方針としましては、我が国が今後、国際意匠分類の利便性向上に向けた取組み、具体的には国際意匠分類の改訂案などを検討して提案していくことになるかと思っておりますけれども、ロカルノ協定に基づく専門家委員会への積極的な参画を通じて、国際意匠分類の改善、整備に努めていきたいと考えております。

以上になります。

○茶園座長 ありがとうございます。

それでは審議に移りたいと思います。ただいま説明いただきましたロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○中原委員 J E I T Aでございます。

ロカルノ分類の運用指針について、2点ほど御要望がございます。まず1点目については、日本語で明文化した分類の定義の整備に当たりましては、我々ユーザーである業界団体からの意見を反映させた形で整備を進めていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

2点目は画像デザインについてですが、一律ロカルノ分類、14-04 というグラフィカル・ユーザー・インターフェースの部分になりますが、そういったものを併記していただくような運用を御検討いただけないかと考えております。理由といたしましては、中国において画像デザインを含む意匠登録を認められることになっておりますが、物品依拠の分類となっており、とてもサーチがしづらいという状況がございます。したがって、日本がイニシアチブをとって検索、利便性に配慮した分類運用をぜひ推進していただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○上島意匠審査機械化企画調整室長 では、こちらから回答させていただきます。1点目の定義をつくるに当たって、ユーザーの意見はもちろん反映していきたいと思います。まだ作成も終わっていない状況ですので、今後作成が終わった時点で、何らかの形でユーザーの御意見をいただいて、改善していきたいと思っております。

後半の画像分類に関しての件ですが、ロカルノ分類の一般注意事項に、一つの分類でなくても、目的が複数あれば複数付与してもいいと言われておりますので、必要に応じて複数付与することは可能かと思っておりますけれども、まだWIPOの事務局の運用がどうなっているかといったところの調査も終わっておりませんので、そういったところを確認した上で、ユーザーの要望に応えられるように検討は進めていきたいと考えております。

以上です。

○茶園座長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針につきましては、資料2で提示されたものを採用することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、今回御了承いただきました改訂意匠審査基準案、ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針案をもちまして、引き続き本ワーキンググループで検討作業を進めていこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○茶園座長 ありがとうございました。

#### 今後のスケジュール等について

○茶園座長 それでは最後に今後のスケジュール等につきまして、事務局からお願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 本日はどうもありがとうございました。今回御了承いただきました、参考資料2「改訂意匠審査基準案」と、それから前回御了承をいただいたコンメンタールのような位置付けとなります参考資料1「意匠審査基準等の検討の論点とその対応方針」、そして本日の資料2になります「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針(案)」につきましては、速やかにパブリックコメントに付した上で、次回のワーキンググループ会合におきまして、パブリックコメントの結果報告と改訂意匠審査基準及び国際

意匠分類の運用方針の最終案の御確認をお願いしたいと考えております。皆様、よろしく  
お願いいたします。次回は第3回、12月16日火曜日午後1時30分から特許庁16階特別  
会議室で行う予定でございます。委員の皆様には、期日が近づきましたら改めて、こちら  
のほうで準備が整っているかどうかなども含めて御連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○中原委員 最後に確認とお願いですけれども、まず先に確認からお伝えします。今日及  
び前回で御説明いただきました基準の改訂の内容等につきましては、基本的に国内の審査、  
権利の解釈を維持するということですので、その継続を前提として御検討いただきたい  
と考えております。

もう1点はお願いですが、今、速やかにパブリックコメントをやった後に次回に臨むと  
いう御説明がございましたが、そのパブコメの意見を反映して、具体的にどう進めていく  
のかというのは適宜我々、業界と共有させていただきたいと考えております。当然そのよ  
うにやっていただけるものと信じておりますが、念のためお伝えいたします。よろしくお  
願いいたします。

○木本意匠審査基準室長 パブリックコメントの内容につきましては、きちんとまとめさ  
せていただいて御報告、御相談の上で最終案という形にしたいと思っておりますので、引  
き続きよろしくをお願いいたします。

○茶園座長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。予定の時間よりも大分早く終わりましたが、以上  
をもちまして、第2回意匠審査基準ワーキンググループを閉会といたします。本日は御審  
議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会